

日立市営住宅 入居申込みのご案内 (二次募集)

市営滑川団地（新築）

市営住宅は、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため、市が住宅に困窮する低所得の方のために建設した住宅です。

「公営住宅法」や「日立市営住宅の設置及び管理に関する条例」などにより、収入や同居者などに制約が設けられていますので、申込みに当たっては、この案内書を必ず最後までお読みください。

令和2年11月

日立市 保健福祉部 市営住宅課

日立市営住宅指定管理者

一般財団法人茨城県住宅管理センター

目次

	ページ
1 募集住宅	2
2 入居者資格	3
3 申込みから入居までの流れ	3
4 住宅困窮事情	4
5 収入基準	5～6
6 申込みに必要な書類	6～7
7 入居の手続き	8～9
8 入居後の注意事項	9～11

【募集期間・申込みにあたっての注意事項】

募集期間 令和2年12月7日（月）～令和2年12月21日（月）※平日のみ

受付時間 午前8:30～午後5:15

- 注意事項**
- ア 市営住宅の入居を申し込むためには、一定の資格が必要です。P3「2 入居者資格」を確認してください。
 - イ 申込みは、住戸タイプ（間取り）単位となります。階数や部屋番号を指定しての申込みはできません。
 - ウ 郵送による申込みは、受け付けていません。下記入居申込先に必要書類を持参し、入居資格審査を受けてください。必要書類は、P6～7「6 申込みに必要な書類」で確認してください。

【入居申込先及び申込みに関するお問い合わせ先】

名称 日立市営住宅指定管理者

一般財団法人茨城県住宅管理センター日立センター

住所 〒317-0065 日立市助川町1-8-15 ブルーバード学園ビル1階

電話番号 0294-32-7362

ホームページ <http://www.ijkc.jp/>

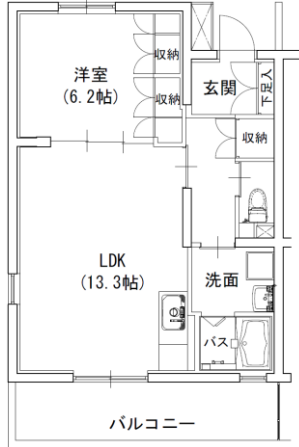
受付時間 午前8:30～午後5:15 ※平日のみ

駐車場 隣接コイン駐車場 ※サービス券配布あり

案内図



1 募集住宅

名称	市営滑川団地（7～10号棟）		
住所	日立市滑川本町1丁目		
入居可能日	令和3年4月1日		
構造	壁式鉄筋コンクリート造		
階数	3階建て		
住戸タイプ	子育て世帯用	高齢者世帯用	車いす対応(身体障害者用)
募集戸数	32戸（禁煙17戸、喫煙可15戸）	11戸（喫煙可11戸）	2戸（喫煙可2戸）
間取り	2LDK（66.54㎡） （洋室6.1帖、和室6.6帖）	1LDK（49.54㎡） （洋室6.2帖）	1LDK（49.54㎡） （洋室5.7帖）
間取り図			
家賃	29,700円～58,400円(予定)	22,100円～43,500円(予定)	22,100円～43,500円(予定)
設備	駐車場	あり（2,200円/月・台）	
	エレベーター	あり	
	ガス	都市ガス	
	風呂・トイレ	風呂・トイレ別、追炊機能、シャワー、温水洗浄便座	
学校・駅・周辺施設	滑川小学校：約400m、滑川中学校：約800m、小木津駅：約3.1km、日立駅：約3.5km、スーパー：約600m、コンビニ：約700m		
注意事項	子育て世帯用住戸は、入居期限（最年少の子が18歳の3月31日まで）があります。 屋外（団地の敷地内）は、禁煙です。 屋内（バルコニーを含む）は、9、10号棟のみ禁煙です。		
写真			
	外観		
		LDK（子育て世帯用）	

2 入居者資格

入居申込みができるのは、次に掲げる要件をすべて満たしている方のみです。

- (1) 住宅に困っている方
※P4「4 住宅困窮事情」のいずれかに当てはまる方
- (2) 公営住宅法施行令に定める収入基準に当てはまる方
※P5「5 収入基準」に当てはまる方
- (3) 申込み時点で市町村税を滞納していない方
- (4) 入居者及び同居親族が暴力団員でない方
- (5) 次の住戸タイプ別入居者資格に当てはまる方

子育て世帯用	義務教育終了前（令和3年3月31日時点で原則15歳未満）の子を扶養し、かつ、その子と同居している方の世帯 ※申込時に子が出生している方に限る
高齢者世帯用	60歳以上の方及びその親族で次のいずれかに該当する方のみの世帯 ①配偶者、②18歳未満の方、③60歳以上の方、④障害者 ※単身入居可 ※年齢の基準日は令和3年3月31日
車いす対応 (身体障害者用)	常時車いすを使用する身体障害者（身体障害者手帳1級～4級）がいる世帯 ※単身入居可

3 申込みから入居までの流れ

① 申込み(12/7(月)～12/21(月))

申込期限（12/21午後5時15分）以降の受付はできませんので、期限内に申込みをお願いします。

② 公開抽選会・入居予定者決定(1月下旬予定) ※公開抽選会の日程等は、後日お知らせします。

入居予定者（補欠を含む）は、日立市営住宅の設置及び管理に関する条例に基づき、住宅困窮事情、世帯構成等を基に決定します。ただし、順位の定め難い場合には、公開抽選により決定します。

③ 入居者説明会(1月下旬予定)

入居に際しての手続きや注意事項等について説明いたします。

④ 誓約書等の提出及び敷金納入

市営住宅に関する条例等を遵守することの誓約書を提出いただきます。
誓約書は、茨城県住宅管理センター日立センターまで持参又は郵送により提出ください。

⑤ 鍵の引渡し(3月下旬予定)

引越し準備（家具等の運び入れ）のため、事前に鍵をお渡ししますが、**指定入居日（4月1日）までは入居できません**ので、ご注意ください。

⑥ 入居(指定入居日4/1(木))

4月1日から4月15日までの間に入居してください。

4 住宅困窮事情

次の住宅困窮事情のいずれかに該当する方が入居申込みできます。

なお、該当する項目が多いほど住宅困窮度合いが高いと判断され、入居者決定の際に有利となります。

No.	住宅困窮事情	必要書類
1	災害による住宅の滅失により住む住宅がない方	り災証明書
2	不良住宅の撤去により住む住宅がない方	左の事項を証する書類
3	公営住宅(他の事業主体が整備したものを含む。以下同じ。)の借上げに係る契約の終了により住む住宅がない方	〃
4	公営住宅建替事業による公営住宅の除却により住む住宅がない方	〃
5	土地区画整理事業又は市街地再開発事業に伴う住宅の除却により住む住宅がない方	〃
6	特定公共事業の執行に伴う住宅の除却により住む住宅がない方	〃
7	住宅以外の建物(倉庫、店舗等)に居住している方	〃
8	保安上危険な場所(津波、洪水、土砂災害のハザードエリア)に居住している方	〃
9	特定行政庁から是正措置等を命じられている住宅に居住している方	〃
10	主要構造部分の老朽化が著しく建替を要する建物に居住している方	〃
11	住環境(日照、騒音、振動、悪臭)が良くない方 ※環境基準を超える場合	〃
12	親族以外の世帯と同居している方	同居世帯の住民票
13	1・2親等以外の親族世帯と同居している方	〃
14	結婚(婚約)しているが、共に親と同居している、寮や寄宿舍に居住している等の理由により住む住宅がない方	
15	居室(居間及び寝室)の面積が一人当たり2帖以下の方	間取りがわかる書類
16	居室(居間及び寝室)の面積が一人当たり2帖を超え3帖以下の方	〃
17	風呂、台所、便所又は給排水設備がない方	〃
18	風呂、台所又は便所が共同の方	〃
19	公共的目的による立退き要求を受けている方	立退証明書等
20	公共的目的以外による立退き要求を受けている方	〃
21	収入月額(P5により算出した額)が104,000円以下の方	
22	家賃が収入月額の50%以上である方	賃貸借契約書
23	家賃が収入月額の20%以上50%未満である方	〃
24	茨城県外の市町村から日立市内に通勤している方	在職証明書
25	茨城県内の他市町村から日立市内に通勤している方	〃
26	DV被害者と認められる方を含む世帯	保護命令決定書
27	犯罪被害者と認められる方を含む世帯	左の事項を証する書類
28	健康上の理由により現在の住宅に継続して住むことが困難な方を含む世帯	診断書

5 収入基準 ※年齢の基準日は令和3年3月31日

(1) 入居申込者資格の収入基準は、次のとおりです。

世帯区分	収入月額	該当する世帯
一般世帯	158,000円以下	裁量世帯以外の世帯
裁量世帯	214,000円以下	ア 満60歳以上の方のみの世帯 イ 満60歳以上の方と18歳未満の方のみの世帯 ウ 18歳に達する日以降の最初の3月31日が到来していない子と同居し、かつ、その子を扶養している方の世帯 エ 申込み名義人又は同居予定親族に次の方がいる世帯 身体障害者（身体障害者手帳1級～4級） 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級、2級） 知的障害者（療育手帳①、A、B） 戦傷病者（特別項症～第6項症、第1款症） 原子爆弾被爆者 海外からの引揚者で引き揚げた日から5年以内の方 オ 申込名義人と配偶者（婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方及び婚約者を含む）の合計年齢が80歳を超えない世帯

(2) 収入月額

収入月額の計算方法は、次のとおりです。

$$\left(\begin{array}{c} \text{世帯の総所得} \\ \text{円} \\ \text{※(3)の額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{同居・別居扶養親族控除額} \\ \text{円} \\ \text{※(4)の額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{特別控除額} \\ \text{円} \\ \text{※(5)の額} \end{array} \right) \div 12\text{か月} = \begin{array}{c} \text{収入月額} \\ \text{円} \end{array}$$

(3) 世帯の総所得

世帯の総所得は、次の所得額の合計額です。

対象所得	所得額	
給与所得	源泉徴収票の給与所得控除後の金額 ※令和元年1月2日以降に現在の職場に就職又は転職した場合は、満額1か月以上の支給額から推定年間収入金額を算出し、その額から給与所得控除額を差し引いた金額	円
事業所得	確定申告書の所得金額	円
雑所得	公的年金（課税証明書の雑所得金額）	円
合計（世帯の総所得）		円

《世帯の総所得に含めない収入・所得》

<ul style="list-style-type: none"> 退職所得、譲渡所得等一時的な所得 生活保護の各種扶助、児童扶養手当 労災保険の各種保険給付、雇用保険の失業等給付及び健康保険の手当金など 	<ul style="list-style-type: none"> 障害（基礎・厚生）年金及び遺族（基礎・厚生）年金 仕送りによる収入 退職予定者の給与所得
--	--

(4) 同居・別居扶養親族控除額

同居予定親族（申込名義人を除く）と別居中の扶養親族（所得税法上の扶養親族）は、収入の有無にかかわらず、1人につき38万円を控除します。

$$\left(\begin{array}{c} \text{同居予定親族数} \\ \text{人} \\ \text{※申込名義人を除く} \end{array} + \begin{array}{c} \text{別居扶養親族数} \\ \text{人} \end{array} \right) \times 380,000\text{円} = \begin{array}{c} \text{同居・別居扶養親族控除額} \\ \text{円} \end{array}$$

(5) 特別控除額 ※年齢の基準日は令和3年3月31日
特別控除額は、次の控除額の合計額です。

控除種別	対象者	控除額	
老人同一生計配偶者	・控除対象配偶者で、70歳以上の方	1人につき	円
老人扶養親族控除	・扶養親族（別居扶養親族を含む。）で、70歳以上の方	10万円	円
特定扶養親族控除	・扶養親族（別居扶養親族を含む。）で、16歳以上23歳未満の方	1人につき 25万円	円
寡婦控除 （申込名義人又は同居親族）	・夫と死別し、若しくは離婚した後婚姻していない方、又は夫の生死が明らかでない方で、扶養親族又は生計を一にする子（他の所得者の控除対象配偶者や扶養親族でなく、所得額が38万円以下の方。以下同じ。）がいる方 ・夫と死別した後婚姻していない方、又は夫の生死が明らかでない方で、合計所得が500万円以下の方	27万円 （所得額が27万円に達しない時はその額）	円
寡夫控除 （申込名義人又は同居親族）	・妻と死別し、若しくは離婚した後婚姻していない方、又は妻の生死が明らかでない方で、生計を一にする子がいる方で、合計所得が500万円以下の方（生計を一にする子の範囲は寡婦の場合と同様）		円
みなし寡婦控除	・非婚（未婚）で母となった方で、生計を一にする子がいる方（生計を一にする子の範囲は寡婦の場合と同様）		円
みなし寡夫控除	・非婚（未婚）で父となった方で、生計を一にする子がいる方（生計を一にする子の範囲は寡婦の場合と同様）		円
障害者控除 （申込名義人、同居親族又は別居扶養親族）	・身体障害者手帳（3級～6級）を持っている方 ・精神障害者保健福祉手帳（2級～3級）を持っている方 ・療育手帳（B、C級）を持っている方	1人につき 27万円	円
特別障害者控除 （申込名義人、同居親族又は別居扶養親族）	・身体障害者手帳（1級～2級）を持っている方 ・精神障害者保健福祉手帳（1級）を持っている方 ・療育手帳（㊀、A級）を持っている方	1人につき 40万円	円
合計（特別控除額）			円

6 申込みに必要な書類

申込時に次の書類を提出してください。なお、世帯状況等により、必要な書類が異なりますので、漏れがないようご注意ください。

(1) 全員に提出していただく書類

No.	書類名	注意事項	交付・発行場所
1	入居申込書	・指定様式あり	住宅管理センター
2	市営住宅入居資格調査票	・指定様式あり	住宅管理センター
3	住民票 ※現在、日立市に住所がある方は同意書で省略可	・本籍・続柄の記載があるもの ・発行後3か月以内のもの ・現在一緒に住んでいる方全員分 ・婚約中で申し込む方は、申込者及び婚約者の各世帯分	市役所（市民課）、支所
4	納税証明書 ※令和2年1月1日時点で日立市に住所があった方は同意書で省略可	・全税目の納税状況が確認できるもので最新年度のもの ・発行後1か月以内のもの ・16歳以上の申込世帯全員分（18歳以下の高校生で扶養親族であることが確認できる方を除く） ・所得のない方も必要です	市役所（市民課）、支所
5	課税証明書(令和2年度) ※令和2年1月1日時点で日立市に住所があった方は同意書で省略可	・名称は、市町村によって異なる場合があります ・発行後3か月以内のもの ・16歳以上の申込世帯全員分（18歳以下の高校生で扶養親族であることが確認できる方を除く） ・平成31(令和元)年分の所得金額及び控除額が記載されているもの ・所得のない方も必要です	市役所（市民課）、支所
6	保険証の北°-	・申し込みする方全員分 ・カード以外の保険証は、被扶養者欄も北°-してください	自宅から持参
7	申立書	・暴力団員でないことの申立書 ・指定様式あり	住宅管理センター

(2) 特定の方に提出していただく書類

No.	対象者	書類名	注意事項	交付・発行場所
1	令和元年1月2日以降に 転職した方	給与証明書	・満額1か月以上の実績があるもの ・指定様式あり	勤務先
2	令和元年1月2日以降に 事業を始めた方	事業収支明細書等	・満額1か月以上の実績があるもの	自宅から持参
3	令和元年1月2日以降に 退職し、現在無職の方	退職証明書 雇用保険被保険者離職届の北 ^① - 雇用保険受給資格者証の北 ^① -	・年金受給者を除く ・退職が確認できればいずれかで可	退職した勤務先 公共職業安定所 公共職業安定所
4	令和3年3月31日までに 退職する予定の方	退職予定証明書	・退職後、速やかに退職証明書を提出してください ・指定様式あり	勤務先
5	休職中の方	休職証明書	・休職期間休職中の給与の有無の記載があるもの	勤務先
6	単身世帯	戸籍謄本	・発行後3か月以内のもの	市役所（市民課）、支所
		単身入居者資格認定のための申立書	・指定様式あり	住宅管理センター
		（外国籍の方のみ） 独身を証明する書類	・翻訳付のもの	在日大使館、領事館等
7	ひとり親世帯、兄弟姉妹のみの世帯等	戸籍謄本	・発行後3か月以内のもの ・親子等別戸籍の場合は、それぞれ必要になります	市役所（市民課）、支所
		（外国籍の方のみ） 独身を証明する書類	・翻訳付のもの	在日大使館、領事館等
8	生活保護世帯	生活保護受給証明書	・発行後3か月以内のもの ・受給開始月が記載されたもの	市役所（社会福祉課）
9	障害者世帯	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の北 ^① -	・氏名、等級及び有効期限（期限がない場合は備考など期限がないこと）が確認できる部分	自宅から持参
10	1、2親等以外の世帯と同居している方	同居世帯の住民票	・本籍・続柄の記載があるもの ・発行後3か月以内のもの	市役所（市民課）、支所
11	立退き請求を受けている方	立退証明書		家主等
12	婚約者と入居申込をする方	婚約証明書	・入籍後、速やかに戸籍謄本を提出してください ・指定様式あり	住宅管理センター
13	いばらきパートナーシップ宣誓者	いばらきパートナーシップ宣誓書受領書の北 ^① -		自宅から持参
		いばらきパートナーシップ宣誓書受領カードの北 ^① -		自宅から持参
14	20歳以上の学生又は外国人留学生	在学証明書又は学生証の北 ^① -		学校
15	所有する住宅を取壊す又は売却する方	取壊し契約書の北 ^① -又は売却契約書の北 ^① -	・取壊し又は売却後、速やかに建物の登記簿謄本を提出してください	自宅から持参
16	災害により現在の住宅に継続して住むことが困難な方	り災証明書		市役所、消防署等
17	健康上の理由により現在の住宅に継続して住むことが困難な方	診断書	・転居が必要な旨の記載があるもの	病院（医師）
18	アパート・家等を借りている方	賃貸借契約書の北 ^① -	・契約者、家賃、契約期間、間取り等が記載されているもの	自宅から持参
19	他市町村から日立市内に通勤している方	在職証明書		勤務先
20	炭鉱離職者の方	炭鉱離職者求職手帳		自宅から持参

※その他、世帯の状況により追加で資料の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

7 入居の手続き

(1) 入居者説明会（2月中旬予定）

公開抽選会において入居予定者となった方を対象に、入居に当たっての注意事項や入居してから守っていただく事項、今後の手続きなどを説明します。

日程等については、後日お知らせします。

(2) 誓約書等の提出及び敷金の納入

指定された期日までに、誓約書、緊急連絡人届出書等を住宅管理センターに提出（持参又は簡易書留での郵送）してください。

また、敷金（家賃3か月分）を、指定された期日までに金融機関で納付してください。

ア 誓約書等の提出書類

No.	書類名	注意事項
1	誓約書	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅に関する条例等を遵守することの誓約書 指定様式あり
2	申込名義人の印鑑登録証明書	<ul style="list-style-type: none"> 発行後3か月以内のもの
3	緊急連絡人届出書	<ul style="list-style-type: none"> 緊急連絡人とは、安否・事故・火災・水漏れ等の緊急時に入居者と連絡が取れない場合に、連絡をするためのものです 緊急連絡人は、原則、次の要件をすべて満たしている必要があります ア 入居予定者の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）であること イ 同居者、未成年者、成年被後見人及び被保佐人ではないこと 親族がいない等の特別の事情がある場合は、ご相談ください 緊急連絡人の氏名等は、本人の自署をお願いします
4	緊急連絡人の住所・氏名・生年月日が確認できる書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> 住民票の写し（原本で発行後3か月以内のもの）、マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、国民健康保険被保険者証など官公署が発行した書類
5	緊急時の対応等に関する承諾書	<ul style="list-style-type: none"> 次の事項について、承諾いただきます ア 緊急用にカギ1本を住宅管理センターに預けるとともに、普段の生活の中で異常が発生した場合、関係者（職員等）が入居住宅の中に立ち入ること イ 緊急時の迅速な対応のため、住宅管理センターが市営住宅課及び社会福祉課に必要な情報を提供すること及び社会福祉課が入居団地の属する地域の民生委員にその情報を提供し、同委員が入居住宅の中に立ち入ること
6	市営住宅の期限付き入居の承認に関して説明を受けた旨の証書 ※子育て世帯用住戸に入居する方のみ	<ul style="list-style-type: none"> 子育て世帯用住戸に入居する方の入居期間は10年間又は最年少の子が満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間のいずれか短い期間であり、入居期間が満了するときまでに、当該住宅を明け渡さなければならないことの説明を受けた旨の証書 入居期間の満了日において18歳未満の子を同居扶養する場合や、やむを得ない事情が借ると認められる場合は延長が可能
7	敷金の領収書のコピー	

※その他、追加で資料の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 駐車場使用申込み

ア 駐車場の使用を希望される方は、使用申込みの手続きが必要となりますので、次の書類を提出してください。

No.	書類名	注意事項
1	市営住宅駐車場使用申込書	・指定様式あり
2	駐車場を使用する自動車の車検証のコピー	・車検証の所有者又は使用者が入居者名義であるもの

イ 駐車場の月額使用料は2,200円/台です。

(4) 鍵の引渡し (3月下旬予定)

引越し準備 (家具等の運び入れ) のため、事前に鍵をお渡ししますが、指定入居日 (4月1日) までは入居できませんので、ご注意ください。

(5) 入居 (4月1日～15日)

ア 4月1日から15日までに入居してください。

イ 入居後2週間以内に入居世帯全員の住民票 (続柄記載のもの) を提出してください。

8 入居後の注意事項

(1) 家賃

ア 家賃は、収入に応じて毎年見直しされます。

イ 家賃は、次の方法により入居している世帯ごとに決まります。

$$\text{家賃} = \text{家賃算定基礎額} \times \text{市町村立地係数} \times \text{規模係数} \times \text{経過年数係数} \times \text{利便性係数}$$

ウ 家賃は、毎月末日 (休業日の時は翌営業日) までに、その月分を納付してください。

エ 納入通知書による金融機関での納付のほか、口座振替も利用できます。

オ 家賃を3か月以上滞納した場合には、住宅の明渡しを請求することがあります。

カ 収入が著しく低いなどの特別の事情がある場合には、家賃の減免制度がありますので、お問い合わせください。

(2) 収入申告書の提出

毎年7月頃に、翌年度の家賃の額を決定するために必要となる収入申告を行っていただくことになっております。

収入申告では、収入申告書とともに、当年度の課税証明書などを添付して提出していただくこととなりますが、提出されない場合や添付書類が不備の場合には、近隣の民間住宅と同程度の家賃 (以下「近傍同種の住宅の家賃」という。) をいただくこととなりますので、ご承知おきください。

(3) 収入基準額を超えた場合

市営住宅に3年以上居住し、かつ、一般世帯の場合は158,000円（裁量世帯の場合は214,000円）を超える収入を有する方は、収入超過者となり、住宅を明け渡すよう努力する義務が生ずるとともに、本来の家賃に、収入分位や収入超過者となってからの期間に応じた金額が加算されます。

また、5年以上入居し、かつ、313,000円を超える収入を有する方は、高額所得者となり、近傍同種の住宅の家賃を支払っていただくとともに、速やかに住宅を明け渡す義務が生じます。

(4) 駐車場使用料

ア 駐車場使用料（月額2,200円/台）は、毎月、自治会又は車友会の方にお支払いをしていただくことになります。

イ 駐車場使用料を滞納した場合は、駐車場使用許可を取り消すとともに、住宅の明渡しを請求することがあります。

(5) 家賃・駐車場使用料以外の支出

家賃・駐車場使用料以外に、次の経費がかかります。ただし、入居する団地により異なります。

- | |
|------------------------------------|
| 1 自治会費 |
| 2 共用部分（エレベーター、階段灯、外灯、集会所など）の光熱水費など |

(6) 入居者の保管義務

入居者は、その住宅及び共同施設について、常に注意を払い、大切に使用してください。また、生ごみを放置したり、階段・廊下等の共同部分に物を置くことはできません。

(7) 禁止事項

市営住宅は、共同生活の場ですので、次のことを禁止しています。守っていただけない場合は、住宅の明渡しを請求することがありますので、十分にご注意ください。

- | |
|---|
| 1 周辺環境を乱し又は他人に迷惑を及ぼす行為 |
| 2 <u>動物（犬、猫、鳥類等）の飼育・一時預かり</u>
※ 身体障害者補助犬については、ご相談ください。 |
| 3 <u>決められた場所以外の駐車</u> |
| 4 不正行為による入居又は住宅を他の者に貸し、若しくは入居の権利を他の者に譲渡すること |
| 5 <u>家賃・駐車場使用料を滞納すること</u> |
| 6 無断で住宅の模様替えや増築を行うこと |
| 7 住宅又は共同施設を故意に毀損すること |
| 8 正当な理由によらないで15日以上住宅を使用しないこと |
| 9 住宅を住宅以外の目的で使用すること |
| 10 入居者又は同居者が暴力団員であること |
| 11 <u>7～10号棟の屋外（敷地内）で喫煙すること</u> |
| 12 <u>9、10号棟の屋内（バルコニーを含む）で喫煙すること</u> |

(8) 団地自治会

各団地には自治会が組織されており、団地全体の連絡・催し等の取りまとめ、各種届出や連絡文書の配布、団地内の清掃・草刈等の奉仕活動があります。
協力して実施してください。

(9) 地域コミュニティ組織との連携

入居者は、団地の一員というだけでなく、地域の一員であるという自覚をもち、地域コミュニティ組織に積極的に参加してください。

(10) 住宅を退去する場合

退去予定日の5日前までに、市営住宅返還届を提出していただきます。

また、畳の表替え、ふすま・障子の張り替え、破損箇所の修繕などに要する費用は、入居者の負担として請求させていただきます。